

9 川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例【建設緑政局河川課】

〔平成 26 年 6 月 23 日〕
〔 条 例 第 2 9 号 〕

改正

平成27年 7 月 7 日条例第62号

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第 1 項第 4 号ハの規定に基づき、大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(用途及び規模の基準)

第 2 条 水防法第15条第 1 項第 4 号ハに規定する条例で定める用途は、工場、作業場又は倉庫とする。

2 水防法第15条第 1 項第 4 号ハに規定する条例で定める規模は、延べ面積が10,000平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 7 月 7 日条例第62号）

この条例は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）附則第 1 条本文に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。